

(案)

契 約 書

- 1 件 名 植栽維持管理業務（高知運輸支局大津庁舎）
- 2 契約金額 金 円  
（消費税及び地方消費税相当額 円を含む。）
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日まで
- 4 履行場所 高知運輸支局大津庁舎  
高知県高知市大津乙1879-1
- 5 契約保証金 免除

上記について、発注者 支出負担行為担当官 四国運輸局長 田村 顕洋（以下、「甲」という。）及び 発注者 独立行政法人自動車技術総合機構四国検査部長 真鍋 裕之（以下、「乙」という。）と 受注者（以下、「丙」という。）とは、次の条項により業務の請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第1条 甲乙丙は、本契約書に基づき、仕様書等（別冊の図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書をいう。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

第2条 丙は、仕様書に基づき、頭書の業務を頭書の期間中、頭書の金額をもって実施するものとする。

2 前項の契約金額は下記のとおり分担するものとする。

四国運輸局	金	円
独立行政法人自動車技術総合機構四国検査部	金	円

(監督)

第3条 甲及び乙は、丙の業務履行について、甲及び乙の指定する監督職員に監督させ、必要な承認又は指示を行うことができる。

2 丙は、監督職員の承認又は指示に従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 丙は、甲及び乙の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止等)

第5条 丙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(再委託等変更の事前承諾義務)

第6条 丙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲及び乙に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、丙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第7条 丙は、その責に帰すべき事由により契約期間内に業務が完了できないときは、延滞日数に応じ、契約金額から履行済部分に相当する金額を控除した金額に対して年3.0%の割合で算出した額の遅延利息を甲及び乙に対し支払わなければならない。

- 2 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満である場合はその全額を、又はその額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第8条 甲及び乙の都合により業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、履行期限又は契約金額を変更するときは、甲及び乙と丙は協議のうえ書面によりこれを決定するものとする。

- 2 前項により丙が損害を受けたときは、甲及び乙はその損害を賠償しなければならない。損害賠償額は甲及び乙と丙は協議のうえ決定するものとする。

#### (契約不適合責任)

第9条 甲及び乙は、丙の行う業務が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、丙に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲及び乙は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、丙は、甲及び乙に不相応な負担を課するものでないときは、甲及び乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲及び乙が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲及び乙は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、甲及び乙がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (損害が生じたときの経費の負担)

第10条 発注業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、丙の負担とする。ただし、天災その他やむを得ない事由による場合及び甲及び乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

#### (解除権)

第11条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 丙が解除を申し出たとき。

二 契約期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかなきとき。

三 前各号のほか丙が本契約に違反し、又は契約の目的を達成することができないとき。

四 丙が次のいずれかに該当するとき。

(イ) 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (ロ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が（イ）から（ホ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (ト) 丙が、（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（（ヘ）に該当する場合を除く。）に、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

#### （違約金）

第12条 前条により本契約が解除されたときは、丙は違約金として契約金額の10分の1に相当する額を甲及び乙に支払わなければならない。

但し、前条第1号の場合において丙の責に帰さない事由によるときは、この限りでない。

#### （報告書等の提出及び検査等）

第13条 丙は各回の作業が完了したときは、仕様書に基づき速やかに作業報告書を甲及び乙に提出し、甲及び乙の指定する職員（以下、「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。なお、最終回の作業報告書については、令和9年3月23日までに提出しなければならない。

2 検査職員は、前項の報告書の提出を受けたときは、業務の内容が仕様書に適合するものであるかどうかを、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 丙が第2項の全ての検査に合格したときをもって、業務は完了したものとする。

#### （請負代金の支払）

第14条 丙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲及び乙に対して請負代金の支払いを請求するものとする。

2 甲及び乙は、丙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払

うものとする。

(支払遅延利息)

第15条 丙は、甲及び乙が前条の支払期限までに甲及び乙の責に帰すべき事由により前条の代金を支払わない場合は、支払期限の翌日より起算して支払う日までの日数に応じて年3.0%の割合で算出した額の遅延利息を甲及び乙に対して請求することができる。

但し、天災その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

2 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満である場合はその全額を、又はその額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(遅延利息等の未払いの場合の措置)

第16条 丙が、本契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金を甲及び乙の指定する期限までに支払わないときは、甲及び乙は契約金額の中からその金額を控除し、なお、不足を生じるときはさらに追徴するものとする。

(機密の保持)

第17条 丙は本契約に基づく業務の内容及び本契約の遂行上知り得た甲及び乙の機密事項を甲及び乙の承認を得ないで他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲及び乙の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた

とき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、丙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 丙が前項の違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で算出した額の遅延利息を甲及び乙に支払わなければならない。

3 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満である場合はその全額を、又はその額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（契約外の事項）

第19条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じたとき、又は各条項に定めない事項については、甲及び乙と丙は協議のうえ解決するものとする。

上記契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市サンポート3番33号  
支出負担行為担当官  
四 国 運 輸 局 長 田村 顕洋

乙 香川県高松市鬼無町字佐藤20-1  
独立行政法人自動車技術総合機構  
四 国 検 査 部 長 真鍋 裕之

丙